

③-1 三大疾病特約制度

<7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付 無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】>

意向確認【ご加入前のご確認】 三大疾病特約制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- Point 1** 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- Point 2** 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- Point 3** 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。
- Point 4** 保険年齢75歳までの保障が準備できます。(75歳コースに加入の場合)

三大疾病特約制度ご加入についての注意事項

※三大疾病特約制度70歳コースは新規加入できません。
 ※三大疾病特約制度70歳コースの75歳コースへの移行(無告知)はできません。
 ※三大疾病特約制度の加入パターンは以下の通りとなります。
 ①本人70歳・75歳コース加入、配偶者70歳・75歳コース加入
 ②本人70歳・75歳コース加入、配偶者70歳コース加入
 ③本人70歳・75歳コース加入、配偶者75歳コース加入
 ④本人70歳コース加入、配偶者70歳コース加入
 ⑤本人75歳コース加入、配偶者75歳コース加入
 ※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」への加入は75歳コースにご加入されている本人・配偶者が対象となります。
 ※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」は、三大疾病特約制度70歳コースには付加することはできません。

三大疾病特約制度 支払い実績(2021年度)

70歳コース 24件 4,871万円 75歳コース 87件 19,302万円

制度の必要性

なぜこの給付が必要なの?



ますます増えている特定疾病

近年の食習慣の変化、ストレス社会といったライフスタイルの「ゆがみ」により「悪性新生物(がん)」等の生活習慣病にかかる人が増えています。又、若年層にも多く発生してきています。

闘病生活中の様々な出費に対する財源は十分に確保されているでしょうか?

特定疾病で入院した場合、医療費や差額ベッド代、健康保険の適用外の先進医療、ご家族の交通費や食費など、多額の出費が生じます。しかし、病気療養に対してまとまった一時金を給付する制度がないのが現状です。

「三大疾病特約制度」で闘病資金などを確保

「三大疾病特約制度」を付加することにより、闘病生活中の様々な出費に対する財源を準備し、職場復帰に向けて安心して治療に専念できます。



注意

過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできませんのでご注意ください。

「悪性新生物(がん)」の場合のお支払いについて

「加入日前を含めてはじめて診断確定された悪性新生物(がん)」がお支払い対象です!

★ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

三大疾病特約制度の保障内容

[加入対象区分: 本人・配偶者]

| 保障区分 | 保障内容 | 申込保険金額 |
|------------------|---|--------|
| | | 200万円 |
| 主契約 | ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [特定疾病保険金] ※1 | 200万円 |
| | ○死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金] ※1 | |
| 7大疾病保障特約 ※3 | ○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金] ※2 | 100万円 |
| がん・上皮内新生物保障特約 ※3 | ○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金] ※2 | 20万円 |

- ⚠ (※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
- (※3) それぞれの特約は75歳コースのみが対象です。
- (注) 特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約 余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

●保険金ごとの保障イメージ<三大疾病特約制度75歳コース200万円>

| 保険金種類 | お支払事由 | | | | | | |
|----------------|-----------------------|-----------------------------|--------------|--------------|--------------|-------------|--------|
| | 死亡・高度障害 | 特定疾病 | | | その他の4疾病 | | |
| | | 悪性新生物(がん) ※6 | 急性心筋梗塞 | 脳卒中 | 重度の糖尿病 | 慢性腎不全 | 上皮内新生物 |
| | | | | | 重度の高血圧性疾患 | 肝硬変 | |
| 主契約 | 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 | お支払事由のいずれかに該当で 200万円 | | | | | |
| 特約 | 7大疾病保険金 | お支払事由のいずれかに該当で 100万円 | | | | | |
| 特約 | がん・上皮内新生物保険金 | お支払事由のいずれかに該当で 20万円 | | | | | |
| お支払事由ごとの保険金額合計 | | 200万円 | 320万円 | 300万円 | 100万円 | 20万円 | |

(※) 「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- ⚠ ●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金がお支払された場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。